

減免身障の障がい等級範囲 (大町市)		障がいの程度				
		身体障がい者 身体障害者福祉法施行規則第5号		戦傷病患者 恩給法別表第1号表の2、第1号表の3		
		本人が所有 及び運転  ※18歳以上 とする	生計を一にする 者が運転 または 常時介護する者 が運転	本人が所有 及び運転	生計を一にする 者が運転 または 常時介護する者 が運転	
障 が い の 区 分	視覚障害	1級～4級	1級～4級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	聴覚障害	2級、3級	2級、3級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	平衡機能障害	3級	3級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	音声機能障害	3級（喉頭摘出 による音声機 能障害がある 場合に限る）	—	特別項症～第2項症 （喉頭摘出による音 声機能障害がある場 合に限る）	—	
	上肢不自由	1級、2級	—	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	特別項症～第4項症 第1款症～第3款症	特別項症～第3項症	
	体幹不自由	1級～3級、 5級	1級～3級	特別項症～第4項症 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症	
	乳幼児期以前の非進 行性脳病変による運 動機能障害	上肢機能	1級、2級	—	—	—
		移動機能	1級～6級	1級～3級	—	—
	心臓機能障害	1級、3級	1級、3級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
	じん臓機能障害	1級、3級	1級、3級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
	呼吸器機能障害	1級、3級	1級、3級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級	1級、3級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
	小腸の機能障害	1級、3級	1級、3級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免 疫機能障害	1級～3級	1級～3級	—	—	
肝臓機能障害	1級～3級	1級～3級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症		

精神障がい者			知的障がい者		
本人が所有 及び運転	生計を一にする 者が運転	常時介護する者 が運転	本人が所有 及び運転	生計を一にする 者が運転	常時介護する者 が運転
障がい等級 1級 通院医療費受給者番号の記載があること			療育手帳総合判定がAに該当		

※常時介護する者が運転する場合は、障がいのある方のみで構成される世帯の方に限ります。